

報告第 36 号

春日井市ふれあい農業公園築造工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、春日井市ふれあい農業公園築造工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、春日井市ふれあい農業公園築造工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和元年9月20日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 春日井市ふれあい農業公園築造工事
- 2 契約の相手方 松浦・明知特定建設工事共同企業体  
代表者 春日井市鳥居松町4丁目32番地  
株式会社松浦組  
構成員 春日井市明知町466番地  
株式会社明知組

### 3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	424,440,000円	419,600,520円